

国営諫早湾干拓事業の再評価結果（平成13年度）

（九州農政局）

事業名	国営干拓事業	地区名	いさはやわん 諫早湾
県名	長崎県	関係市町村名	諫早市、北高来郡森山町、高来町、南高来郡吾妻町、愛野町
事業概要	<p>長崎県は、離島、中山間地域が県土の大半を占め、地形的に平坦な農地が少ないため、今後、農業の持続的な発展、農村の振興を図るためには、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地の確保と、その有効利用を図ることが必要である。</p> <p>本事業は、長崎県南東部に位置する諫早湾々奥部、諫早市他4町の地先海面を潮受堤防により締め切り、諫早湾周辺低平地における高潮、洪水、常時排水不良等に対する防災機能を強化するとともに、かんがい用水が確保された大規模で平坦な優良農地を造成し、生産性の高い農業を実現することを目的としている。</p> <p>締切面積3,550ha（畑面積1,326ha）</p> <p>主要工事計画 潮受堤防7.05km、内部堤防17.6km、用水路37.8km、揚水機場2ヶ所、排水路27.4km、排水機場2ヶ所、道路58.4km</p> <p>総事業費 249,000百万円（平成13年度時点249,000百万円）</p> <p>工期 昭和61年度～平成18年度（同上昭和61年度～平成18年度）</p>		
	事業評価	<p>【事業の進捗状況】</p> <p>平成12年度までの進捗率は85%であり、平成11年3月に潮受堤防が完成し、高潮や洪水等に対し防災機能を発揮している。潮受堤防の防災効果を計画通り発現させるため、背後地からの排水や河川水を速やかに調整池に流入させるとともに調整池から外海へ円滑に排水するための承水路掘削等を実施してきている。</p> <p>小江工区及び中央干拓地西工区は、内部堤防や道路、排水路の工事を実施してきており、両工区内に設置された試験ほ場の土壌中の塩分濃度は、農地として利用できるまで低下しており、平成10年から営農実証が行われている。</p> <p>「農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」の「委員長まとめ」を尊重して、平成13年度予算では、中央干拓地西工区の南部堤防及び北部堤防、小江工区及び西工区の農地整備並びに承水路掘削等の工事に限定して実施することとしている。</p> <p>なお、環境影響評価のレビューを行った結果、調整池の水質は、事業完了時に環境保全目標値を満たす見込みとなっており、潮位・潮流、海域水質等への影響もおおむね当初の予測に沿って推移している。</p> <p>【関連事業の進捗状況】</p> <p>該当なし</p> <p>〔長崎県は、潮受堤防の管理用道路について、一般交通利用を図るための整備を実施することとし、平成12年度に測量・設計に着手しており、平成13年度実施のための予算手当てがなされている。〕</p>	
事業価値	<p>【社会経済情勢の変化】</p> <p>干拓地周辺地域（諫早市ほか1市20町）の農家数は長崎県全体の34%、農業就業者人口も41%を占めており、専業農家率が24%と県平均の17%を大きく上回り、認定農業者も年々増加して、県全体の45%を占めている。</p> <p>本地域における農業粗生産額は、近年、水稻の減少や、温州みかんを主体とした果樹の減少等が見られるものの、野菜や花き等の増加により、全体としてはほぼ横這いで推移し、平成11年度の粗生産額は693億円で、県全体1,373億円の過半を占めている。</p> <p>また、本地域での施設園芸面積の増加は著しく、5年間で県平均14%を上回る22%の伸びが見られるほか、他県へ出作している例も見られるなど、農地の借地や規模拡大の意欲が強い傾向が伺われる。</p> <p>以上のように、本地域は県内農業の中核的な地域であり、今後とも農業を地域の基幹産業として振興していくことが必要であり、本事業による優良農地の確保は必要なものである。</p> <p>なお、ノリ不作に関する検討委員会において、有明海ノリ不作等の原因究明のための1年間の現況調査の終了後、主要施設である排水門を開けての調査が予定されており、調査のための具体的な水門の開け方等が検討されている。</p>		
事業項目	<p>【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】</p> <p>土地改良法に基づく変更計画は平成11年12月14日に決定しており、その後、計画変更を必要とする変化は認められない。</p> <p>【費用対効果分析の基礎となる要因の変化】</p> <p>農業を取り巻く諸情勢の変化に適切に対応するため、県が平成12年10月に策定した「長崎県農政ビジョン」では、農業が干拓地周辺地域の経済にとって基幹的な産業であることには変わりがなく、引き続き農業振興のための各種施策を推進することとされ、大きな変化はない。</p> <p>野菜、肉用牛等農畜産物の価格は、春に出荷するばれいしょが全国一の出荷額を誇りブランド化され比較的高値で推移しているなど、品目や年度により差異はあるものの、全体としてはほぼ横這い傾向にある。</p> <p>防災効果が及ぶ受益市町においては、事業所等の減少は見られるものの、世帯数・人口とも増加しており、公共施設を含めた当該地域の資産は、長期的に増加していくものと考えられる。</p> <p>【事業コスト縮減等の可能性】</p> <p>本事業の実施に当たっては、従来から現地発生土の内部堤防盛土への利用、排水路改良掘削土の道路盛土への流用などによりコストの縮減を図っている。今後も引き続きコスト縮減に努めることとしている。</p> <p>【関係団体の意向】</p> <p>長崎県、関係市町とも潮受堤防の完成により高潮、洪水、常時排水等の機能が着実に発揮されていると、高く評価している。また、本事業で造成する優良農地に対しても大きな期待を寄せており、現在中断している工事の早期再開、事業の早期完成を強く要望している。</p>		

<p>【評価項目のまとめ】 干拓地周辺地域は長崎県内農業の中核的な地域であり、今後とも農業を基幹産業として振興していくために、本事業による優良農地の確保が期待されている。 潮受堤防の完成により、高潮、洪水、常時排水等の防災機能が諫早湾周辺低平地で着実に発揮されており、長崎県、関係市町をはじめ地域住民から高く評価されている。 このため、一部残っている承水路の掘削等による防災効果の計画通りの発現、除塩の進む干拓地の農地整備による営農の早期開始を目指し、事業の進捗を図る。 なお、排水門を開けての調査が検討されているところであり、調査に当たっては干拓周辺地域の関係者の理解が必要である。</p>
<p>【第三者委員会の意見】 土地改良法改正の趣旨を踏まえ、環境への真摯かつ一層の配慮を条件に、事業を見直されたい。社会経済の変動が激しい今日、諸般の事情を含めて、事業遂行に時間がかかり過ぎるのは好ましくない。叡智を尽くして取り組むことが緊要である。</p>
<p>【事業の実施方針】 本事業地域において農と緑と水辺空間の実現が達成されるよう、 ・防災機能の十全な発揮 ・概成しつつある土地の早期の利用 ・環境への一層の配慮 ・予定された事業期間の厳守 の視点に立って、多方面からの総合的な検討を行い、事業を進める。</p>

諫早湾干拓事業縮小見直し案の概要

諫早湾干拓事業について（案）

平成13年10月30日
 農林水産省

1. 総合的な検討案の概要

経済財政諮問会議で公表した「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」、農業農村整備事業の抜本的改革、九州農政局国営事業再評価第三者委員会の答申等を踏まえ、去る8月28日の大臣談話で示した

- (1) 防災機能の十全な発揮
- (2) 概成しつつある土地の早期利用
- (3) 環境への一層の配慮
- (4) 予定された事業期間の厳守

の四つの観点から総合的な検討を行ってきたが、以下により「農と緑と水辺の空間」を創出する。

1. 防災機能の十全の発揮

潮受堤防が設置されており、高潮対策は完了。今後は、承水路の浚渫等の洪水、常時排水対策を実施
 調整池水位を引き続き標高マイナス1.0mを基本として管理

2. 概成しつつある土地の早期の利用

新たな干陸は行わない。
 既干陸地のうち、農地としての整備が進んでいる区域（小江及び中央干拓地西側の大半）の畑地化を進めることとし、中央干拓地西側の大半に限定して堤防を設置（以下、「中央干拓」という）

その他の干陸地については、現状を保全

農地の造成にあたっては、環境に配慮してヨシ等有機物の農地還元を行いつ除塩及び乾燥を促進し、その都合に応じて段階的に整備

3. 環境への一層の配慮

周辺の水辺にヨシなどの水生植物が繁茂し、淡水性の動植物の生態系が定着している現状を踏まえ、調整池から旧干拓地に向けて、水域、湿地、干陸地、林帯、畑地の連続性を確保し、多様な生態系を形成するとともに、湿生植物などにより調整池の水質を保全

このため、「農と緑の水辺空間」の実現の方向に沿って、以下の3つのゾーニング（地帯区分）するとともに、それぞれのゾーンの特製に応じた環境配慮対策を実施

水域（水辺空間）

（水質保全）

浅水域における巻き上げ防止や調整池の水質保全を図るため、工事が進捗している全面堤防の活用や中州の形成によるヨシ等の植生帯の創出

（流入水の浄化）

干陸地や背後地からの排水を蛇行した植生水路や礫間浄化水路で自然浄化

現状保全区域（農と水辺をつなぐ遷移帯）

（現状の保全）

農と水辺をつなぐ自然空間として現状のまま保全

（自然環境の活用）

将来、自然環境の観察地域として活用

（多様な生態系の形成）

湿生植物、水生植物が繁茂し、多様な生物が生息
 降雨による調整池水位の変動により、湿地帯において良好な環境を維持

諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解

平成13年12月19日

農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会

諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解（以下、見解）をまとめるに当たって

昨2000年12月初め、有明海の全域にほぼ同時に始まったリゾソレニア赤潮はこの時期には例を見ない長期にわたって続き、海水中の栄養塩を奪ってノリの色落ちを広範囲に引き起こし、嘗て経験したことのないノリの不作をもたらした。有明海ではすでに1970年代後半からアサリ、タイラギ等重要な漁獲対象二枚貝資源の衰退が続き環境の悪化が懸念されていた。ノリの大不作はこの懸念を一挙に高め、特に諫早湾干拓事業との関連を指摘する漁業者の環境回復の強い要望を背景として、農林水産省は本「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」（以下、委員会）を発足させた。

委員会では3月に3回の会合を持ち、また委員会に設置した排水門グループと調査計画グループでの検討も行った。3回目の会合でその間の論議をまとめ、その時点でのノリ不作の原因ならびに有明海の現状についての認識、4月以降の調査のあり方等を示した。

ノリ不作については11月には珍しい大量の降雨、それに続く異例の長い日照時間等、異常な気象条件が重なったことを直接の原因としたが、その素因としては有明海の富栄養化があること、また、赤潮抑制に働くはずの二枚貝の減少等の関連の可能性を指摘した。福岡、佐賀、熊本3県の漁業協同組合連合会からは諫早湾干拓地の排水門の即時開放の強い要望が出されたが、委員会としてはまずノリ不作が生じた環境をできるだけ変えずに1年間調査し、それ以後に、比較のため、また、干拓地の機能を知るために開門の必要が生じるであろうと考え、開門調査を優先させることとした。

4月以降、ノリ不作対策等の検討と平行して、開門調査について具体的な排水門の開け方、調査のあり方について先に触れた2つのグループそれぞれで、また、合同で検討会を持ち、議論を重ねてきた。3月時点ですでに述べたことだが、調査のためとはいえ、排水門を開けることによって、被害を生ずることがあってはならないので、この点にも留意しながら検討が行われた。

検討は、3回目にとりまとめた開門調査に関わる見解に基づいて排水門の開門の際に考えるべき条件が農村振興局から示され、これについての排水門グループでの吟味、これらの条件下での調査のあり方についての調査計画グループでの議論を繰り返す形で行われた。この結果、10月の両グループでの検討において、当初に考えていたような開門は直ぐには実現の可能性が低く、開門の意義を再考すべきであろうとの結論に達した。そして、諫早湾干拓事業が有明海の環境に影響を及ぼしていると指摘されている事項に関して、その適否とそれらに関して開門調査で得られる知見についての各委員の見解を委員長からのアンケートという形で問い、その回答を踏まえて委員会としての開門調査に関する見解をまとめるこ

ととした。見解の原案を11月21日の合同検討会に示し、その席で改めて項目ごとに討議を重ね、その時の討議ならびにその後の修正に関する委員からの指摘を受けて、ここに示すような見解を作成するにいたった。見解は有明海の環境悪化の原因についての情報を得る一環としての開門調査の進め方についての考え方を示したもので、開門調査のできるだけ早い実現を期待する。

なお、今期のノリ作は順調に始まったと見られたが、11月末から熊本沖の漁場で珪藻赤潮による色落ちの被害が発生、他県の漁場にも被害を生じた。幸い昨年のような全域での大被害にはいたらなかった。今後のノリ生産が順調に推移することを期待するが、赤潮は毎年発生し、色落ちも規模はともかく毎年生じている。有明海の環境はそう容易には回復しないことを銘記し、用心を怠ることはできない。委員会としても今後有明海の環境回復の方策を探ることに全力を傾けたい。

平成13年12月19日

農林水産省有明海ノリ不作等
対策関係調査検討委員会
委員長 清水 誠

平成13年12月19日

諫早湾干拓地潮受け堤防排水門の開門調査について

農林水産省有明海ノリ不作等
対策関係調査検討委員会

要 約

本年3月のまとめで、1年間まず閉門調査を行い、その後開門調査を考えるとしていたが、当時期待っていた水位変動下での調査は現在潮受け堤防が果たしているとされる防災機能の維持などから、にわかには実現が困難と見られる。そこで、諫早湾干拓事業が原因と指摘されている有明海の環境変化の諸事象について、開門調査でその指摘の適否が検証可能か、との観点からその意義を捉え直すこととした。

環境変化として指摘されているのは、水質浄化機能の喪失と負荷の増大、流動の変化（潮位、流速、流向）、赤潮の増加、貧酸素水塊の発生、タイラギ、アサリ等の減少、生育不良および稚貝の斃死、諫早湾の底質の変化（細粒子化、浮泥の堆積）と底生生物の減少の6項目で、これらについてその適否を判断し、開門でそれらに対する潮受け堤防締切の影響が合理的に推測されるかどうかを検討した。検討の結果は以下の通り。

については干拓地が締切前に果たしていた水質浄化機能が失われ、海域への負荷が増大し、開門調査で影響検証の可能性がある。開門はできるだけ長く大きいことが望ましい。

については、最近観測されている大潮期の潮位差の減少は潮受け堤防締切が主な要因であると推測されたが、これを開門調査で検証することは困難で、まず種々の条件下でのシミュレーションが必要であろう。については締切以後長崎、熊本両県での赤潮発生件数が統計的に有意に増加しているが、

開門調査での原因解明は困難であろう。 については、締切で流動が低下し、成層が起きやすくなり、負荷の増大が底質の酸素要求量の増大につながり、水温上昇期に底層の貧酸素状態を現出させた可能性があり、とも関連しよう。すなわち、潮受け堤防締切によって諫早湾の流動が低下し、他海域および調整池から供給される浮泥が溜まった可能性は否定できない。また、観察されている底生生物の生息密度の減少傾向には底質の変化および底層の貧酸素の影響が大きいと考えられる。 に関して、長崎県のタイラギ資源の減少には生息域の底質の変化や、底層の貧酸素化が、また、アサリの夏季の斃死には有害赤潮と貧酸素の影響が指摘されている。このように諫早湾の流動の低下は種々の問題に関係しており、開門調査で諫早湾の流動や底質の変化が観測されれば締切の影響に関する知見が得られ、環境悪化の緩和にも役立つ、と考

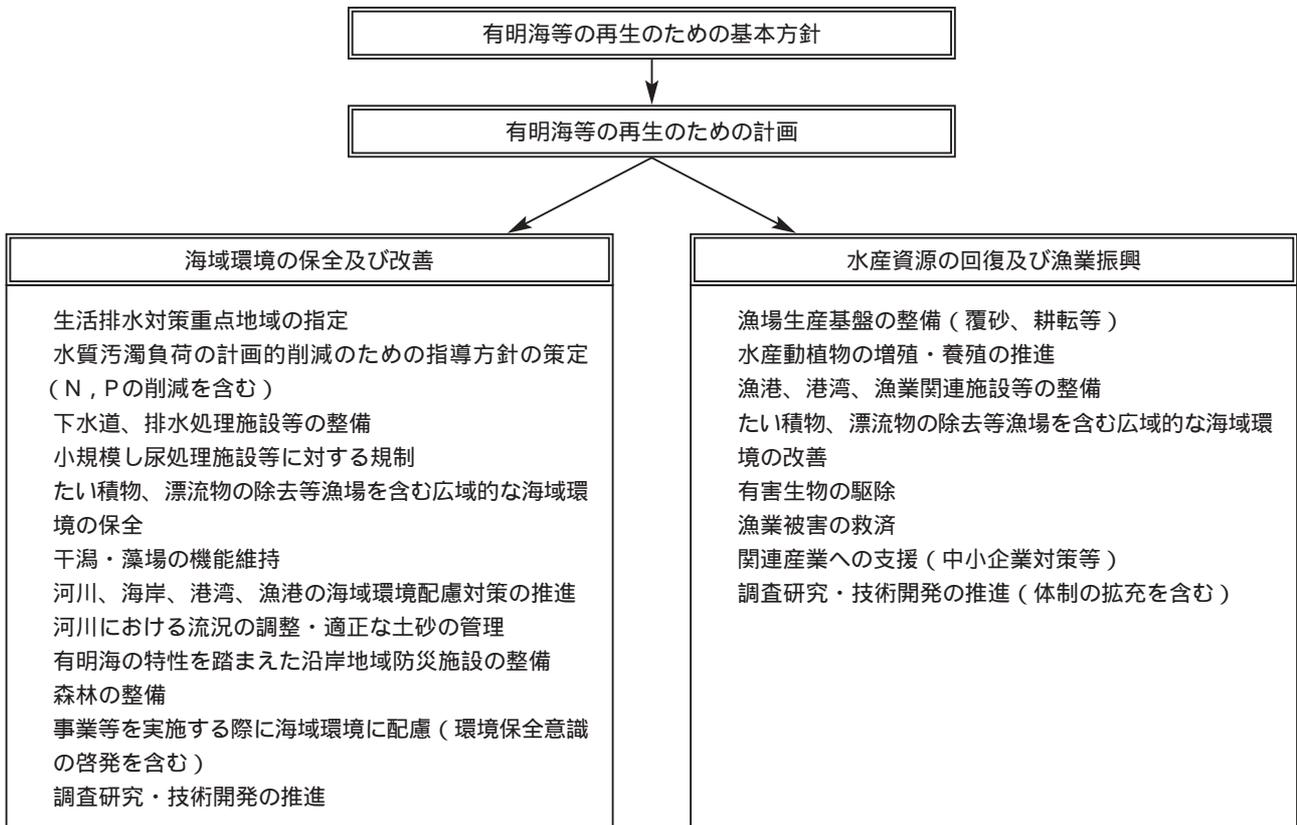
えられる。

以上見たように、諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定され、また、開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる。現実的な第一段階として2ヶ月程度、次の段階として半年程度、さらにそれらの結果の検討をふまえての数年の、開門調査が望まれる。調査に当たって、開門はできるだけ長く、大きいことが望ましい。最終的には3月に想定したような水位変動の実現が期待されるが、その条件が整うまでの間も洪水・灌漑期以外は水位管理の条件をゆるめ、できるだけ毎日の水位変動を大きくし、できる干潟面積を増やすことが望ましい。

今後は諫早湾干拓事業以外の過去の主な開発行為や周辺の世界経済的な経年変化等についても、これらが有明海の環境に及ぼしたと想定される影響について検討を進めたい。

有明海特別立法の概要 2002年2月13日、自由民主党有明海ノリ等被害調査対策本部

有明海等を豊かな海として再生するため、統一的な計画の下に、関係各省が連携して、海域環境の保全及び改善、水産資源の回復及び漁業振興の二項目が一体となって図られる。



有明海特別立法の概要案と関係省庁

法 案 の 概 要 案	関係省庁
<p>・目的 国民的資産である有明海等を豊かな海として維持再生していくため、海域の特性に応じた海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復及び漁業振興に関する計画を国及び関係県の連携協力の下に策定推進し、その恵沢を将来にわたって継承していくことを目的とする。</p> <p>・対象海域等 対象海域は、有明海及び同海に隣接する八代海とする。 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県とする。</p> <p>・基本方針・計画の策定 有明海等における海域環境の保全及び漁業振興を計画的に実施するため、政府は基本方針を、関係県は計画を策定する。</p> <p>・基本方針・計画の推進等</p> <p>[1] 海域環境の保全及び改善</p> <p>1. 水質等の保全 基本方針・計画に基づき、生活排水対策重点地域の指定、水質汚濁負荷の計画的削減のための指導方針の策定（N、Pの削減を含む）、小規模し尿処理施設等に対する規制等水質保全のための適切な対応を進める。</p> <p>2. 干潟等の浄化機能の維持 基本方針・計画に基づき、干潟等の浄化機能の維持を図るため、必要に応じ、海岸法や水産資源保護法等に基づく措置の活用を図るほか、自然環境保全条例の拡充等により、地域の実情に応じた適切な対応を進める。</p> <p>[2] 水産資源の回復及び漁業振興</p> <p>1. 基本方針・計画に基づき、水産資源の回復等漁業振興を図るため、必要な事業の実施・調査研究等を行う。</p> <p>2. 漁業生産は、適正な施肥の実施や酸処理剤の使用等海域環境の保全について適切な考慮を払うよう対応を進める。</p> <p>[3] 諸事業の実施等</p> <p>1. 諸事業の実施 基本方針・計画に基づき、海域環境の保全等に関して、下水道、排水処理施設等の整備、河川、海岸、港湾、漁港の環境配慮対策の推進、たい積物、漂流物の除去等漁場を含む海域環境の保全、河川における流況の調整・適正な土砂の管理、沿岸地域防災対策、森林の整備等の事業を実施する。 また、水産資源の回復等に関して、漁業生産基盤の整備（覆砂、耕転等）、水産動植物の増殖・養殖の推進、漁港、港湾、漁業関連施設の整備、関連産業への支援（中小企業対策等）、漁業被害の救済等を行う。</p> <p>2. 海域環境への配慮 基本方針・計画に基づき実施される事業は、海域環境の修復・改善に資するか、又は環境保全に十分配慮されたものでなければならない。</p> <p>[4] 調査研究 国及び関係県は、赤潮の発生機構の解明、防除技術の開発、資源増殖技術の開発等有明海等の海域環境の保全、水産資源の回復等に関する観測、測量、調査及び研究に努める。</p>	<p>環境省</p> <p>環境省 農林水産省 国土交通省</p> <p>農林水産省 経済産業省 厚生労働省 文部科学省 農林水産省</p> <p>国土交通省 農林水産省 経済産業省 厚生労働省 文部科学省 環境省</p> <p>事業所管省庁</p> <p>環境省 国土交通省 農林水産省 文部科学省</p>

支援措置

<p>国の財政支援の特例 計画に基づいて行う事業に対する国の財政支援について、特別の措置。 地方債についての配慮 関係県が計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、特別の配慮。 資金の確保 計画に基づいて行う事業に要する経費の確保。</p>
--

その他

<p>見直し 調査の成果を踏まえた改正</p>

有明海特別立法に関する国の財政支援の特例（案）について

事業名	措置の内容
下水道	有明海・八代海の流域市町村で汚水処理施設整備率が70%未満の地域については、国庫補助対象となる公共下水道（特定環境下水道を含む。）の「主要な管渠（汚水）」の範囲を拡大。（注2）
農村集落排水	高度処理の導入等の促進に資するため、集落排水施設の運転操作を容易にする遠隔監視施設を設置して水質改善効果等を把握する実証実験モデル事業を、各県1地区程度で実施。
特定地域生活排水処理事業 合併処理浄化槽整備事業	有明海・八代海の流域市町村に係る特定地域生活排水処理事業（市町村設置型の合併浄化槽整備事業）の要件について、生活排水重点地域に係る汚水衛生処理率「60%未満」の要件を「70%未満」に緩和。（注2）
水産基盤整備	漁場整備のうち、有明海・八代海の海域環境改善に資する覆砂、たい積物の除去等の事業について、補助率高上げを実施（財政力に応じた補助率差額方式〔上限55/100〕を検討）。（注2）
栽培漁業地域展開事業	種苗放流について特別立法で地域指定がなされれば、補助要綱等の改正により4/10に引き上げ可能。また、複数の都道府県にまたがる広域資源増大緊急モデル事業として採択されれば、1/2に引き上げ可能。
海面養殖業高度化推進対策事業	本事業の補助対象に、ノリ網、全自動網洗浄機、酸処理用タンク等を追加（機器等の耐用年数5年以上 3年以上に緩和） 民間団体（全漁連等）に対する定額補助（14年度2千万円）については、有明海再生のための調査に重点的に振り向ける予定。
海洋環境整備事業	国土交通省（港湾局）の実施する海洋環境整備事業（国直轄100%）の中で、14年度予算において環境整備船の建造を採択（15年度より有明海・八代海域で運航開始予定）。

（注1）上記の措置については、14年度以降、可能なものから順次実施。

（注2）時限措置とする。

諫早湾干拓事業の工事再開に対する
抗議声明

2002年1月10日

平成14年1月10日

農林水産大臣 武部 勤 様
九州農政局長 大串 和紀様

諫早湾干拓事業の工事再開に対する抗議声明

諫早干潟緊急救済本部代表 山下八千代
諫早干潟緊急救済東京事務所代表 陣内 隆之

昨日、農水省は、有明海の窮状を訴え工事再開断念を必死に求める漁民・市民の声に真正面から答えることもできないままに、その背後からだまし討ちのように工事車両を搬入させるという姑息なやり方で、昨年2月より中断していた諫早湾干拓事業の工事を再開した。

私たちは、こうした卑劣な手段を用いてまで、有明海見殺

しの意志を示した農水省によるこの暴挙を許すことはできず、ここに厳重に抗議する。

今回の工事再開は、昨年暮れに成案となった縮小見直し案に基づくものであるが、この成案は調整池の淡水化や西工区の農地造成を前提としたものであり、有明海再生に不可欠な諫早干潟の復元や潮汐・潮流の回復に全く寄与しない小手先の見直し案による工事再開を、私たちは断じて認めることはできない。

今回、本体工事の一環として着手した小江工区の陸上工事は、新たに造成する農地の排水対策に過ぎず、調整池への排水量を増加させ水位上昇を速める点で、背後地住民の防災対策としてはむしろ有害である。この工事を「防災工事」と呼ぶのは詐欺に等しい。

そもそも、元々の農水省の説明では、潮受け堤防の完成をもってこの事業による背後地防災対策は完了したのではなかったか。「地域住民の防災のため」に、中断した工事の再開が必要であるかのような農水省の説明はベテンであり、む

しる農地造成は、調整池の面積及び貯水容量を減少させるため、地域の防災の点では百害あって一利もない。事業推進のために、地域住民の不安をあおるような農水省の姿勢を、私たちは絶対に許すことはできない。

昨年暮れ、有明海ノリ不作等対策関連調査検討委員会は、有明海の環境悪化と諫早湾干拓事業の因果関係を認め、数年間にわたるできるだけ長く大きい開門が必要と結論付けた。農水省自らが諮問し、委員会見解を尊重することを約束したのであるから、当然長期開門調査を行うため、大きな水位変動と海水の交換を確保し、再生される干潟面積を増やすような事業見直しを再度早急に行う責務が農水省にはあるはずである。

今回の工事再開は、明らかにこの委員会見解を無視し、自らの責任を放棄するものであり、断固として認められない。「事業と調査は切り離して考える」との説明は全くの詭弁である。なりふり構わず事業を推進する農水省や長崎県当局は、将来、有明海を死の海にさせた張本人として断罪され続けるであろう。

農水省は、工事再開の理由を、平成18年度の完成を目

指して工事を急ぎたいためだとしているが、縮小見直し案の費用対効果計算など、土地改良法上必要な手続きを踏まえずに事業を進めることは違法である。しかも、有明海ノリ不作等対策関連調査検討委員会の求める長期開門調査を尊重する気があれば、平成18年度の事業完成が無理であることも明らかである。いま必要なのは事業自体の再見直しであり、工事再開や事業継続ではない。

農水省が、早くから事業の根本的な見直しに踏み込んでいけば、これほど事態が深刻化することも、工事が1年近くも中断することもなかったはずである。事業の影響で生活を左右される漁業者・地域住民を弄び、双方の対立を煽ってまで事業推進に拘泥したことが混乱の原因であり、農水省の責任はたいへん重大である。

有明海の見殺しとなる今回の工事再開は、まさに「ギロチン」と称された潮受け堤防の閉め切りにも匹敵する暴挙である。私たちは、これに断固抗議するとともに、直ちに工事を中止することを要求する。そして、干潟復元や潮流・潮汐の回復など有明海再生につながる事業の抜本的見直しを、早急に行うよう求めるものである。

農水省への要望書（2002年4月16日）

要 望 書

農林水産大臣 武部 勤 様

「宝の海」と呼ばれ豊かな漁業資源に恵まれた有明海が、今 瀕死の状態にあることは、ご承知の通りです。これは複合的な要因によるものと言われていますが、中でも諫早湾干拓事業による影響は、ノリ不作等第三者委員会でも強く指摘され、数年間にわたる長期開門調査が必要であるとの見解も示されました。潮受け堤防の閉め切りが干潟の喪失と潮流・潮汐の減少を引き起こし、これによって貧酸素水塊の発生や底生生物の減少、更には赤潮の発生など環境悪化の悪循環を招いていると言われていています。また、水門の開放だけでは潮流の完全な回復は期待できないのではないかと、この報告もあります。

昨年の再評価第三者委員会でも、干潟喪失に伴う外部不経済や有明海異変との関係を憂慮する議論となり、「環境への真摯かつ一層の配慮を条件に事業を見直されたい」との答申が出されました。しかし最終的には、有明海再生という視点が全く欠けた大臣談話に基づいた縮小見直し案となり、年明けには干拓工事も再開されてしまいました。

この諫早湾干拓事業については、地域の防災対策としても不完全な事業であることが明らかとなっており、有明海再生との両立という視点からも、干拓事業に依らない防災対策の実施こそが求められています。また先頃、その事業計画の変

更に伴う費用対効果は〇・八三と、土地改良法の要件である一・〇〇を大きく割り込むことも明らかとなりました。このように、有明海への悪影響を指摘され、かつ事業目的に見合う効果も期待できない諫早湾干拓事業は、もはや完全に破綻していると言わざるを得ません。そもそも原因究明中であるにも拘らず、どうして工事を継続することができるのでしょうか。

有明海の再生は、大きな国民的課題であり、水産行政を司る農水省の責務のほうです。私達は、農水省が本来の仕事をしっかり果たされることを期待し、有明海再生に必要な不可欠な以下の事項を直ちに実施するようお願い申し上げます。

- 一、 諫早湾干拓事業の現行の見直し計画を撤回し、直ちに工事を中止し事業を凍結した上で、事業計画の根本的な再見直しを早急に行うこと。
- 二、 事業の再見直しに際しては、干潟の再生と潮流・潮汐の回復を基本にした諫早湾や有明海の環境回復を第一とすること。
- 三、 前項の目的を達成するために、現状から潮受け堤防の完全撤去までの段階的な潮流回復のシミュレーションを早急に行うこと。
- 四、 ノリ不作等第三者委員会の見解に従い、水門開放による本格的な長期調査を速やかに実施すること。

平成十四年四月十六日

諫早干潟緊急救済本部 代表 山下八千代
 諫早干潟緊急救済東京事務所 代表 陣内 隆之
 有明海漁民・市民ネットワーク代表 森 文義